

民商だより

川越・東松山民主商工会 2020年5月27日 NO.17

川越市小仙波町3-15-5 TEL049-222-4344 FAX 049-225-0340

民商の新ホームページ <http://www.kawagoehigasimatuyama.org/>

持続化給付金、埼玉県支援金獲得の報告続々！

一方、持続化給付金の修正メールでの相談も 民商で資料を作って再申請

「120万円振り込まれていました！これで一息入れられる」会員さんから給付の報告電話が続々入っています。現在、100名を超える会員さんが申請を行いました。

現在、国の持続化給付金（最大個人100万円、法人200万円）と、埼玉県支援金（1事業所20万円、複数事業所30万円）の申請と振込が行われています。

県の支援金は1週間程度で振込されています。特に連絡は無く振込されるようです。

持続化給付金は現在、おおよそ2週間で振込が行われてから振込確認のハガキが届きます。書類に不備がある方は、登録したメールに通知が届き、申請マイページで修正を行えるようになっています。

持続化給付金の修正メール内容と、申請時の注意点

現在、青色申告、法人の方は比較的スムーズに給付されていますが、個人白色申告の方の修正報告が続いています。修正での変更すべき内容をまとめます。

○確定申告書類に売上の記載が無い場合、確認ができない場合

→収支内訳書（表面）を作成し添付をします。収支内訳書に収受印の必要はありません。

○確定申告書に収受印が無い場合（市役所で提出の「受取印」などの場合も）

→税務署で「納税証明書（その2）」を税務署で交付してもらい添付します。行けばすぐに発行されます。400円の手数料がかかります。

○「青色申告の資料が確認できません」の記載が修正メールにある場合

→白色申告の方は、2019年の売上の月平均額との比較を行います。（前年同月で50%減を比較するのは法人と青色申告のみ。）申請画面に入力した金額を確認します。

青色申告の方で、決算書裏面に月額売上の記載が無い場合は、追記して添付します。

○2020年の50%減少した対象月を証明する添付書類が不備

→領収書、請求書では申請できません。年月と合計額がわかる売上台帳を作成します。

○本人確認書類（名前や生年月日など）が確認できません（一致しません）

→添付した写真が光の反射などで不鮮明な場合は、撮りなおして添付します。

☆パスワードを忘れてしまった場合は、パスワードの再設定を行います。

埼玉県、外出自粛要請の解除 飲食店の酒類の提供は22時まで延長

県の第1弾支援金の申請は6/15まで。NPOも別口の支給金を検討

25日、大野知事は国の緊急事態宣言の解除を受け記者会見を行い、一部要請の解除を発表しました。これにより、学習塾や映画館、ゲームセンターなどは自粛要請の解除となりましたが、スナックやバー、スポーツジムなどの解除は見送られました。

県外への不要不急の外出と、夜の繁華街への外出は引き続き自粛要請となっています。

19時までとされていた飲食店での酒類の提供は22時までと延長になります。

4/8～5/6まで時間短縮営業、臨時休業、売上が無かった日などを換算して20日以上ならば貰える**埼玉県第1弾支援金（20・30万円）**の申請期限が6/15までとなっています。一部NPOなどを除き、全ての業者が対象です。

5/12～31までの間で16日以上休業等の**埼玉県第2弾支援金（10万円）**は6/1から申請が始まります。

NPOに対する活動サポート事業の緊急応援枠が6/1から始まります。事業収入が50%以上減少した月がある場合10万円の支給となります。その他条件がありますので、県HP、もしくは民商までお問合せ下さい。

簡素化された**雇用調整助成金**の申請（特例期間）が、9月分まで延長されました。月額上限も15,000円（月額上限は33万円）となる見込みです。4/1まで遡れます。

コロナ対応 持続化補助金の金額が、感染防止対策50万円が追加されて100万円となっています。さらに50万追加される予定です。第2回締切は6/5、第3回締切は8/7。既存の持続化補助金（50万円）は第2回締切6/5、第3回10/2です。

テナントの家賃などを保障する**特別家賃支援給付金**の創設が発表されました。最大6か月の給付。法人月上限50万、個人25万となりそうです。条件などは未定。

1～3月に新規開業した方、「給与・雑所得」で申告したフリーランスなどに対し、**持続化給付金**の対象者が拡大される見込みです。上記を含め、今国会で成立予定です。

みんな「貰える」

コロナ支援金！

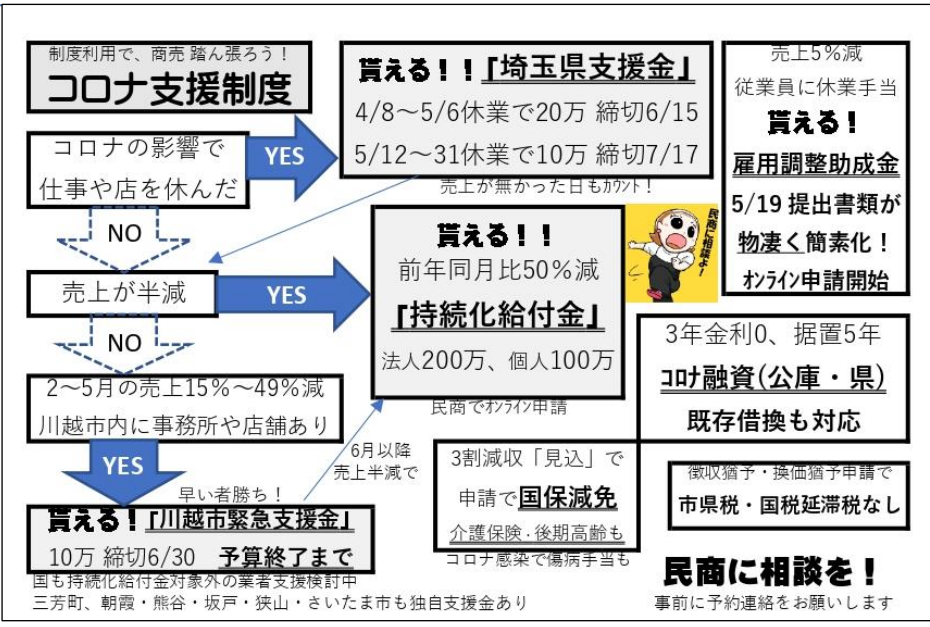
- ◎売上が半減。
- ◎売上が15%減。
（川越市内事業所）
- ◎店を休んでいる。
- ◎従業員やバイトを休業させた。

- △さいたま市、熊谷、川口、所沢、狭山、鴻巣、深谷、上尾、草加、越谷、蕨、戸田、入間、朝霞、志木、新座、桶川、坂戸、日高、ふじみ野、白岡、三芳、横瀬、神川、上里に事業所や店舗がある。△感染に気を付け時短営業 などの方

「貰える給付金」があります！民商に相談を！そして、仲間に教えてあげてください

☆昨年が赤字で申告していない方、今年新規開業した方、フリーランスで「給与や雑所得」で申告をした方、生活が厳しい方など、「貰える給付金」があります。

売上が20%減少した方＝過去の税金滞納を含め、コロナ納税徴収猶予（支払い猶予）が受けられます。全ての税金・保険料が対象です。支払い済み延滞税は還付されます。



事務所ですぐに申請できます（給付金、支援金、公庫融資申請など）

【持ち物】確定申告書（融資や給付金特例申請は2年分）、収支内訳書・青色決算書・法人概況書・登記簿（無ければ申告作成に使った帳簿類）、振込されるための通帳、免許証、営業許可書（必要な業種の方）、売上減少がわかる書類（同じ月の今年と昨年分）※事務所までお問い合わせください。マスク防止のため予約制です。事前に連絡を。